

# 最近の相談事例

※相談状況により対応は異なります。



## 電話勧誘のトラブル

県外業者から「海産物を買って欲しい」と電話があり、断わりきれずに購入することになりました。昨日商品が届きましたが、解約できるでしょうか？



**ちょっと待って!** 契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。必要事項を書いたハガキを簡易書留で出しましょう。

## もうけ話のトラブル

友人に誘われて、とある投資セミナーに参加しました。「確実に儲かる」と説明を受けましたが信用できますか？



**ちょっと待って!** 「確実に儲かる」などのうまい話はありません。一度支払いすると、被害金を取り戻すことは非常に困難です。



## 定期購入のトラブル

お試し500円の健康食品を注文したつもりが、4回の定期購入で計2万円の契約になっていました。業者に連絡しましたが、解約には応じられないと言われました。



**ちょっと待って!** 通信販売ではクーリング・オフ制度はなく広告の返品特約に従うことになります。注文前に契約内容や返品条件をよく確認しましょう。



市消費生活センター

TEL 0994-31-1169

●相談受付時間 8:30～12:00、13:00～16:00

消費者ホットライン188（全国共通電話番号）

※平日は市に、休日は県又は国民生活センターにつながります。



おかしいな、困ったなと思ったら、早めの相談を。



- 電話又はセンターで相談を受け付けています。
  - できるだけ契約関係書類を手元に用意して、お電話ください。
- ※相談内容によっては、他の相談窓口や機関を案内することもあります。

# 消費者トラブルに 注意しましょう!

市消費生活センターでは、商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活に関わる相談について、専門的知識を持つ消費生活相談員が相談を受け付け、解決のための情報提供・助言・あっせんなどを行っています。

おかしいな、困ったなと思ったら、お早めにご相談ください。

問 市消費生活センター TEL 0994-31-1169

## 架空請求のトラブル

「サイトの未納料金があります。本日に連絡ください」とメールが届きました。電話するとコンビニでプリペイドカードを買って支払うように言われましたが、心当たりがありません。



**ちょっと待って!** 不審なメールが届いても、あわてて電話しないようにしましょう。「プリペイドカードを買うように」と言われても応じないでください。